

判決年月日	平成22年5月25日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成21年（行コ）第10001号		
○ 連結子法人から連結親法人に対するソフトウェアの著作権の譲渡契約は架空の契約であるとの判断の下にその譲渡代金が「寄附金」に当たるとして行われた連結親法人に対する法人税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分が取り消された事例			

（関連条文） 法人税法 81 条の 6 第 2 項， 6 項， 同法 37 条 7 項

（要旨）

本件は、連結親法人である控訴人が、平成15年4月1日から同16年3月31日までの連結事業年度の法人税について、連結確定申告をしたところ、処分行政庁が、控訴人に対し、上記申告に係る連結所得金額について、控訴人が連結子法人に支払ったソフトウェア（本件ソフトウェア）の著作権の譲渡代金は、著作権等の対価ではなく、法人税法 81 条の 6 が定める「寄附金」に該当するから、損金に算入すべきでないとして、平成17年7月29日付けで、控訴人の上記連結事業年度分の法人税の更正処分（本件更正処分）及び当該法人税に係る過少申告加算税の賦課決定処分（本件賦課決定処分）をしたため、控訴人が、本件更正処分及び本件賦課決定処分の取消しを求めた事案である。

争点は、控訴人が連結子法人に対して支払った本件ソフトウェアの著作権の譲渡対価が法人税法 81 条の 6 第 2 項及び同条 6 項が準用する法人税法 37 条 7 項が定める「寄附金」に当たるか否かであるが、より、具体的には、本件ソフトウェアの著作権が本件譲渡契約前に連結子法人から控訴人に対して黙示の合意によって既に譲渡されていたのか否かであるところ、本判決は、次のとおり、本件ソフトウェアの著作権が黙示の合意によって、本件譲渡契約前に既に譲渡されていた事実は存しないから、譲渡対価は「寄附金」に当たらないと判示して、本件更正処分及び本件賦課決定処分を取り消したものである。

「一般的に、著作権は、不動産の所有者や預金の権利者が権利発生等についての出捐等によって客観的に判断されるのと異なり、著作物を創作した者に原始的に帰属するものであるから（著作権法 2 条 1 項 2 号，同法 17 条），ソフトウェアの著作権の帰属は，原則として，それを創作した著作者に帰属するものであって，開発費の負担によって決せられるものではなく，システム開発委託契約に基づき受託会社によって開発されたプログラムの著作権は，原始的には受託会社に帰属するものと解される。

また、旧岡三証券と O I S との間の本件委託業務基本契約（甲 22）に基づくデータ処理業務は、上記認定の内容からすれば、情報処理委託契約であると解されるところ、情報処理委託契約は、委託者が情報の処理を委託し、受託者がこれを受託し、計算センターが行う様々な情報処理に対し、顧客が対価を支払う約定によって成立する契約であって、著作権の利用許諾契約的要素は含まれないと解される。」

「委託者が、受託者に対し、システム開発料として多額の支出をすることは、一般的にあり得ることと認められるから、単に開発したソフトウェアが主に委託者の業務に使用されるものであるとの理由で、委託者がその開発料を支払っていれば、直ちにその開発料に対応して改変された著作物の著作権が委託者に移転されるということにはならないことは明らかである。著作権はあくまで著作物を創作した者に原始的に帰属するものであるから、……、その譲渡にはその旨の意思表示を要することは、他の財産権と異なるものではない。

したがって、本件においても、上記のような明示の特約があるか、又はそれと等価値といえるような黙示の合意があるなどの特段の事情がない限り、旧岡三証券が本件ソフトウェアの開発費を負担したという事実があったとしても、そのことをもって、直ちに、その開発費を負担した部分のソフトウェアの著作権が、その都度、委託者である旧岡三証券に移転することはないというべきである。

そして、本件全証拠を精査しても、一度原始的にO I Sに帰属した本件ソフトウェアの著作権が、旧岡三証券がその開発費用を支出した都度、本件譲渡契約前にO I Sから旧岡三証券に対して黙示的に譲渡されていたことなどの特段の事情を認めるに足りる証拠はない。

かえって、前記認定のO I Sの存置目的と本件旧ソフトウェアの売買契約の経緯、本件委託業務基本契約及び委託業務確認書の締結、昭和55年7月以降の本件ソフトウェアの管理・運用形態及び開発過程、旧岡三証券のO I Sに対する事務委託料の支払いの方法及びその額、本件ソフトウェアを利用していた委託元証券各社の存在、本件譲渡契約及び本件転売契約に至る交渉の経緯に照らせば、本件ソフトウェアについて、旧岡三証券とO I Sとの間において、旧岡三証券が開発費用を支出する度に、その部分のソフトウェアの著作権がO I Sから旧岡三証券に譲渡されるとの黙示の合意は存在しなかったと認めざるを得ない。

仮に、被控訴人が主張するように、本件ソフトウェアの著作権が、O I Sから旧岡三証券に著作者人格権を除く著作権を移転させる旨の黙示の合意に基づき、開発若しくは改良の都度、旧岡三証券に移転していたとすると、本件旧ソフトウェアの著作権はO I Sに残ったままで、それを改良若しくは開発した部分の著作権のみが少しずつ移転していたことになる。

しかしながら、旧岡三証券とO I Sとの間に、そのように著作権の帰属を分断させてまで、改良した部分のみの著作権を改善若しくは開発の都度、少しずつ控訴人に帰属させるという認識があったことを示す証拠は存在せず、また、コンピュータープログラムの著作物にあって、そのような著作権の分属状態は決して正常なものとはいえず、開発委託者と受託者との間でそのような著作権の分属に関する明示の契約があるのであれば格別（その場合でも分属範囲が明示される必要がある。）、明示の契約がない状態で、当事者間にそのような著作権の分属状態を容認する意思があったと推認することはできない。」